

平成二十九年四月七日受領
答弁第一六九号

内閣衆質一九三第一六九号

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出核兵器禁止条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出核兵器禁止条約に関する質問に対する答弁書

核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものである。

他方、平成二十九年三月二十七日（現地時間。以下同じ。）から同月三十一日まで国際連合本部において開催された御指摘の核兵器禁止条約の交渉会議は、いずれの核兵器国の出席も得られず、また、核兵器国の協力を通じて核兵器の廃絶に結び付く措置を追求するという交渉の在り方が担保されていないところである。こうした会議の在り方は、核兵器国と非核兵器国の対立を一層深めるおそれがあることから、我が国の基本的立場を踏まえ、諸般の事情を総合的かつ十分に検討し、日本政府としては、同交渉会議ハイレベル・セグメントに出席し、我が国の立場を述べた上で、今後の交渉には参加しないこととしたものである。

我が国としては、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすべく、引き続き、核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）を基礎とし、包括的核実験禁止条約の早期発効やいわゆる核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の早期交渉開始等に向け、主要国首脳会議等の場も活用しながら、核兵

器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ね、核兵器のない世界の実現に向けた努力を続けていく考えである。